

# 海洋基本法について（概要）

参考資料1

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

## 海洋基本法の成立（平成19年4月20日）、施行（同7月20日）

基本理念

①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和	②海洋の安全の確保
③科学的知見の充実	④海洋産業の健全な発展
⑤海洋の総合的管理	⑥国際的協調

### 基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

### 海洋政策の推進体制

**国**

- **総合海洋政策本部の設置**  
(本部長：内閣総理大臣  
副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣)
- **海洋基本計画の策定（平成20年3月）**  
(海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し。)



**地方公共団体**  
各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

**事業者**  
基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

**国民**  
海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

# 海洋基本計画の概要

計画期間：5力年間  
(5年後(平成24年度)を見通して策定)

- 目指すべき政策目標
- 目標1 **海洋における全人類的課題への先導的挑戦**
  - 目標2 **豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり**
  - 目標3 **安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献**

## 第1部 基本的な方針

### ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

水産資源の回復、エネルギー・鉱物資源の技術開発プログラムの策定等が必要



サンゴと魚たち  
出典：水産庁HP

### ② 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備と体制強化、海上交通の安全確保、自然災害の脅威への対応強化等が必要



タンカー火災事故  
出典：海上保安庁HP

### ③ 科学的知見の充実

海洋に関する調査・研究体制の整備、人材の育成・確保、研究開発の戦略的推進等が必要



しんかい6500  
出典：(独)海洋研究開発機構HP

### ④ 海洋産業の健全な発展

海洋産業の国際競争力や経営基盤の強化、新産業創出の促進等が必要



コンテナ船  
出典：国土交通省港湾局HP

### ⑤ 海洋の総合的管理

海洋の様々な特性を総合的に検討する視点を持って、国際海洋秩序の形成、EEZ等の適切な管理等に取り組むことが必要



第6回総合海洋政策本部会合の様子  
出典：総合海洋政策本部HP

### ⑥ 海洋に関する国際的協調

海洋秩序の形成・発展に先導的役割を果たすとともに、国際司法機関の活用・支援、国際連携・協力の積極的推進等が必要



国連会議の様子  
出典：国連広報センターHP

## 第2部 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### ① 海洋資源の開発及び利用の推進

水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。

### ② 海洋環境の保全等

海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。

### ③ 排他的経済水域等の開発等の推進

大陸棚限界設定の努力。科学的調査等の制度整備を含む検討・措置。エネルギー・鉱物資源開発計画。

### ④ 海上輸送の確保

外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。

### ⑤ 海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。

### ⑥ 海洋調査の推進

海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。

### ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。

### ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。

### ⑨ 沿岸域の総合的管理

総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。

### ⑩ 離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。

### ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。

### ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

海の日における表彰等の行事の推進、学校教育及び社会教育の充実、人材の育成。

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上

海洋と人類の共生への貢献

## 第3部 その他必要な事項

施策の効果的な実施、関係者の責務及び相互の連携・協力、情報の積極的な公表